

新たな外国為替検査手法の導入について

国際局調査課為替実査室 主任為替実査官 増永 武

前国際局調査課為替実査室 為替実査官 永田 尚士

1. 経緯・背景

外国為替検査は、平成19年7月以降、検査の効率化等の観点から検査事務年度毎に重点検査事項を定め、2～4年一巡の検査周期を基本としつつ、前回の検査結果の内容等を勘案して検査を実施しており、これまでの継続的な検査の実施により、外為法令及び犯罪収益移転防止法令（以下、「外為法令等」という。）で課せられている各種義務は概ね定着してきている。また、近年、FATF（金融活動作業部会）等において、マネロン・テロ資金対策のため、リスクに応じた厳格な顧客管理等が求められている。

そこで、今後の外国為替検査については、金融機関の内部監査を重視する観点から、外国為替検査手法の見直しを行い、検査の有効性及び効率性を高めていく必要があると認識した。

2. 試行的なヒアリング調査

外国為替検査手法の見直しのため、平成26年9月以降、財務省及び財務局（沖縄総合事務局を含む）は、各業態からサンプル的に抽出した合計170先（本省10先、財務局160先）の対象先に対し、外国為替業務に係る内部監査体制・機能に関する試行的なヒアリング調査を行った。対象先のご協力を得て各金融機関における外国為替業務に係る内部監査の状況を適切に把握することができた。なお、具体的な調査項目は次のとおりであった。

(1) 監査体制

内部監査規程、内部監査部門の独立性・客観性、内部監査人の資質 等

(2) 監査機能

具体的な外為法令等に係る監査対象項目、内部監査における不備の適切な指摘、不備事項等に対する対応状況、監査結果の取締役会への報告 等

(3) その他（人材育成・研修等）

内部監査人の外為法令等に関する研修、自店検査、情報入手の制約 等

3. 新たな外国為替検査手法の概要

試行的なヒアリング調査を踏まえ、今後の外国為替検査については、検査対象先の内部監査体制・機能の水準及び取引リスク等を把握するため、内部監査ヒアリング（以下、「ヒアリング」という。）を立入検査に前置する「新たな外国為替検査手法」（以下、「新たな検査手法」という。）を、平成27年4月1日より導入することとした。

また、新たな検査手法の導入により、限られた検査リソースの有効活用の観点から、検査先における内部監査の実施を前提として、内部監査のレベルに応じて、当該検査先の固有の弱点や取引リスクに即した検査が可能となり、検査の重点化及

び有効性・効率性の向上が図られると考えている。

(1) ヒアリングの目的

ヒアリングは検査の一環として実施することとし、ヒアリングで把握した内部監査の体制及び機能の水準に加えて、ヒアリング対象先の取引リスク等を勘案して、その後に行う検査の項目や日数等を判断することとする。

(2) 新たな検査手法の適用範囲

本省が所管する検査対象先については、原則として全先を対象とする。

また、財務局が所管する検査対象先については、取引リスクの観点から、外国送金を取り扱っていない両替取扱信用金庫を除く地銀・第二地銀、及び送金取扱信用金庫を対象とすることが基本的に望ましいと考える。他方、送金取扱信用金庫の内部監査体制の実態はまちまちであることなどから、立入検査に先立ち内部監査ヒアリングを行ったとしても、一部に必ずしも意義のあるヒアリングを行うことが期待できない信用金庫が含まれていた。

よって、送金取扱信用金庫については、当分の間、一定の外為取扱件数（年間仕向外国送金件数

5,000件以上）を有する送金取扱信用金庫及び仕向外国送金件数が年間5,000件未満であっても外為法令等の規制に抵触する可能性のあるリスクの高い取引（北朝鮮・イラン関連取引等）を行っている送金取扱信用金庫を新たな検査手法の対象とすることとした。

他方、将来的には、上記以外の送金取扱信用金庫についても、新たな検査手法の対象とする方向で検討する予定である。

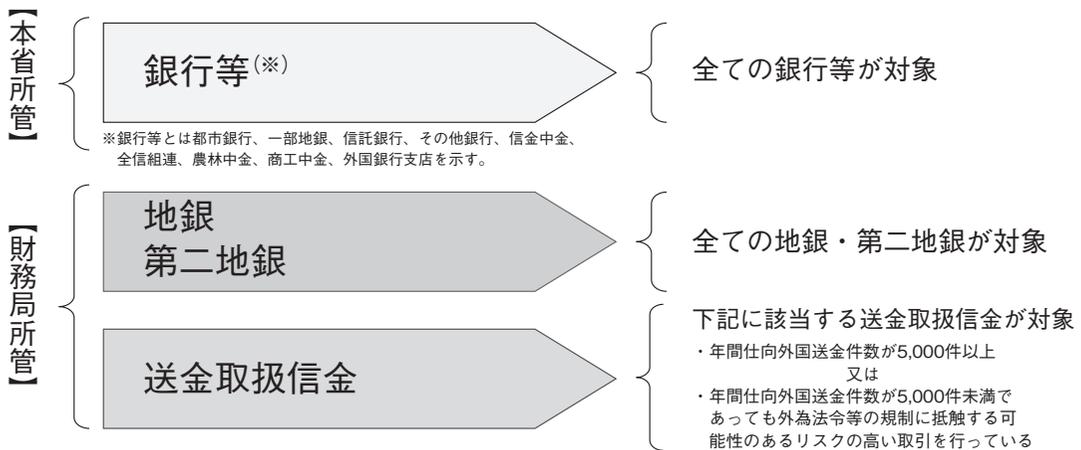
(3) 新たな外国為替検査の実施手順

①ヒアリング通知

原則としてヒアリング実施予定日の1週間前までに行うこととする。ヒアリングの通知を行う際、ヒアリング対象先に対し、ヒアリングの項目、日時及びその他必要な事項を口頭又は文書により通知する。

また、ヒアリングを円滑かつ効率的に実施するため、ヒアリング通知の際にヒアリング対象先に対して「内部監査ヒアリングシート」*1（以下「ヒアリングシート」という。）の作成及び内部監査の現状を説明するのに必要な資料の準備を依頼する。

(図表1) 新たな外国為替検査手法の適用範囲



*1) 内部監査ヒアリングシート

http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/inspection/manual_index.htm

②ヒアリングの実施

ヒアリングは、ヒアリング対象先から提出のあったヒアリングシート等に基づいて、内部監査体制・機能の水準及び取引リスクに関し、内部監査部門担当者と意見交換を行うことにより実施する。また、実施時間は原則として2時間程度とする。

③立入検査の予告

立入検査の予告は、原則として検査着手の1週間前に行う。また、検査予告を行う際、検査対象先に対し、ヒアリング結果を勘案し決定した検査項目、臨店店舗、検査日数等を口頭又は文書により通知する。

なお、ヒアリング結果の検査対象先への還元については、ヒアリングで得た内部監査の情報に基づいて、相手方と十分に意見交換を行い、優れている点や劣っている点等を立入検査の中で伝えていきたいと考えている。

4. 外国為替検査マニュアルの一部改正

新たな検査手法の導入に伴い、「外国為替検査マニュアル」の改正案を作成し、金融機関から改

正案に対する意見の募集を行った。寄せられた意見等を踏まえ、平成27年3月27日付で「外国為替検査マニュアル」*2の一部を改正（平成27年4月1日より適用）し、寄せられた意見等への回答*3とともに財務省ホームページに掲載した。

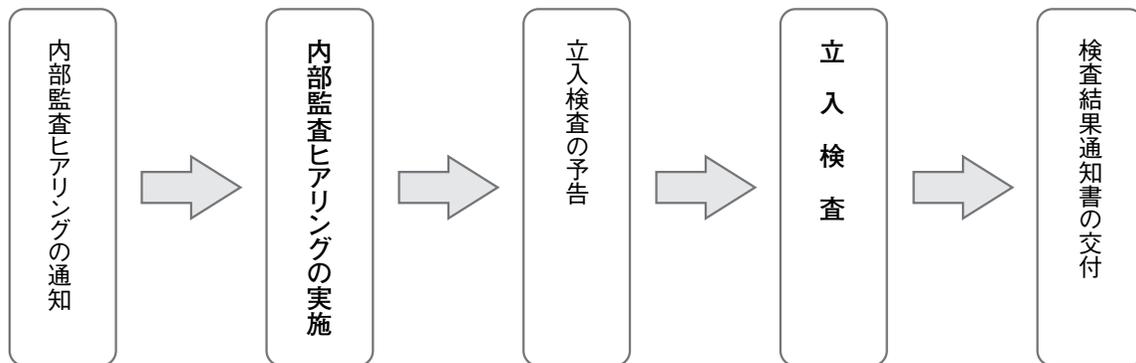
5. 新たな検査手法の導入と将来への期待

新たな検査手法を導入することの最終的な目標は、冒頭に述べたとおり、検査の有効性及び効率性を高めていくことであり、このためには様々な課題を乗り越える必要がある。なかでも、内部監査に携わる職員の専門知識や能力の向上は最大の課題であると認識しており、現在、財務省及び財務局では人材育成の一環として内部監査に関する会議・研修の充実に注力しているところ、金融機関におかれてもご理解とご協力をお願いしたい。

(文中意見にわたる部分は執筆者の個人的な見解であり、執筆者の属する組織の公式な見解ではありません。)

以上

(図表2) 新たな外国為替検査の実施手順



*2) 改正後の外国為替検査マニュアル

http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/inspection/manual_index.htm

*3) 外国為替検査マニュアルの一部改正の際に寄せられた質問及びそれに対する回答

http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/inspection/q_and_a.htm